

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>(地域手当) 第 15 条 (略) 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に <u>100 分の 12.21</u> を乗じて得た額とする。 3 (略)</p> <p>(期末手当) 第 26 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100 分の 122.5</u> を乗じて得た額(事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(理事長が別に定める職員に限る。第 29 条において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100 分の 102.5</u> を乗じて得た額)に、基準日以前 6 箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>(勤勉手当) 第 29 条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員等)にあっては、理事長が別に定める日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 102.5</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100 分の 122.5</u>) を乗じて得た額を超えてはならない。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>(地域手当) 第 15 条 (略) 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に <u>100 分の 12.19</u> を乗じて得た額とする。 3 (略)</p> <p>(期末手当) 第 26 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 120、12 月に支給する場合には 100 分の 125</u> を乗じて得た額(事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(理事長が別に定める職員に限る。第 29 条において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 100、12 月に支給する場合には 100 分の 105</u> を乗じて得た額)に、基準日以前 6 箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>(勤勉手当) 第 29 条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員等)にあっては、理事長が別に定める日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>6 月に支給する場合には 100 分の 100、12 月に支給する場合には 100 分の 105</u> (特定幹部職員にあっては、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 120、12 月に支給する場合には 100 分の 125</u>) を乗じて得た額を超えてはならない。</p> <p>(略)</p>	<p>・組合との交渉結果を踏まえ、地域手当支給率の改定を行うための改正</p> <p>・組合との交渉結果を踏まえ、勤勉手当の支給月数の改定を行うための改正</p>